

上級学校受験（検）に関する本校の推薦基準

昭島市立拝島中学校

本校において、都立・私立入試共に推薦入学を希望する者は以下のA・Bの推薦基準を満たさなければなりません。該当する期間は3年間とする。

1. 推薦基準

A. 高等学校等の推薦基準

- (1) 志望する学校の推薦基準を満たしていること。
- (2) その学校を志望する目的が明確で、理由が適切であること。
- (3) その学校に対する適性・興味・関心があること。

B. 本校の推薦基準

- (1) 中学3年間の生活態度や学習態度が良好で、他の模範となる生徒である。
- (2) 志望動機がはっきりしていて、上級学校等での生活も保障できる。

2. 推薦受験（受検）の手続き

- (1) 推薦を希望する生徒及び保護者から中学校に推薦依頼書を提出する。
- (2) 推薦候補者検討委員会で検討し、最終的に学校長が判断する。
- (3) 推薦入試の合格者は都立校・私立校共に他校を受験（受検）できない。

※ 参考【私立高校における推薦基準に関する記述(昨年の例)】

- ・ 3年間の欠席15日以内、かつ3年次は5日以内（私立T k 高校）
- ・ 3年間の欠席20日以内（私立S d 高校）
- ・ 3年次の欠席が10日以内（私立H J 高校）
- ・ 各学年の欠席・遅刻・早退それぞれ5日以内（私立K j 高校） 等々

◎ 参考（「B、本校の推薦基準」については、以下を参照のこと。）

- (1) 学習に意欲的に取り組み、真面目に授業に参加している生徒
- (2) 委員会・係活動、行事、部活動等に積極的に継続して取り組んでいる生徒
- (3) 基本的生活習慣（挨拶・言葉遣い・身だしなみ・時間を守るなど）が身につけており、生活指導上の問題がない生徒

※生活指導上の問題としては、下記の①～⑥などがあげられます。

- ① 触法行為を犯したことがある。（飲酒・喫煙・暴力など）
- ② 怠惰な姿勢による欠席・遅刻が日常化している。
- ③ 相手のことを考えられない行動を繰り返している。
（授業妨害・暴言、いじめ、エスケープ・器物破損等の迷惑行為など）
- ④ 好ましくない生活状況が日常化している。（着席チャイムなどの時間や提出物の期限を守らない）
- ⑤ 好ましくない授業態度が日常化している。（授業遅刻、居眠りなど）
- ⑥ 学校のルールに違反し、改善が見られない。

（教員の指示に従えない、頭髪の加工・化粧・ピアス・服装・不要物の持ち込み、自転車通学）

- (4) 志望動機がはっきりしていて、上級学校等の推薦条件を満たしている生徒
- (5) 中学校卒業までの学校生活と進学先での学校生活の双方において、目的意識をもって真摯に取り組む約束をして、実行できる生徒

※推薦入試合格後は、必ずその学校に入学してください。入学辞退はできません。